

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月30日

【発行者名】 DWSインベストメント・エス・エー
(DWS Investment S.A.)

【代表者の役職氏名】 シニア・リーガル・ドキュメンテーション・マネージャー
エレナ・ドロズドフ
(Elena Drozdov, Senior Legal Documentation Manager)
リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント
シニア・チーム・マネージャー アンTONIA・セルキンスキー
(Antonia Selkinski, Senior Team Manager Legal Documentation Management)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール2番
(2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
DWS ワールド・ファンズ
(DWS World Funds)
- DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド
(DWS South Africa Rand Short Duration Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
500億南アフリカ・ランド(約4,045億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)南アフリカ・ランド(以下「ランド」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=8.09円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2022年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、その他一部の情報を更新するため、ならびに2022年9月30日付でファンドの投資方針、投資リスク、その他の手数料等について、ファンドの設立地における目論見書および約款が更新されたことから、これらに関連する記載を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの 仕組み 管理会社の 概況	(c) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況		1 ファンドの運用状況		追加または更新
		2 販売及び買戻しの実績		
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（半期報告書「5 管理会社の経理の概況」は、原届出書に対する訂正に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

DWSインベストメント・エス・エー（DWS Investment S.A.）（以下「管理会社」という。）が管理するDWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（DWS South Africa Rand Short Duration Bond Fund）（以下「ファンド」という。）の運用状況は、次のとおりである。

ファンドの実績は、あくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

（1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2022年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (ランド)	投資比率 (%)
債券	国際機関	100,120,256.17	29.48
	ドイツ	88,916,614.07	26.18
	南アフリカ	63,675,189.04	18.75
	世界銀行（IBRD）	32,527,535.34	9.58
	オランダ	19,743,500.00	5.81
	アメリカ合衆国	9,277,050.00	2.73
	小計	314,260,144.62	92.54
現金その他の資産（負債控除後）		25,328,536.25	7.46
合計 (純資産総額)		339,588,680.87 (約2,768百万円)	100.00

（注1）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率である。以下同じ。

（注2）南アフリカ・ランド（以下「ランド」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=8.15円）による。

（注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、受益証券はランド建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りランド貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

< 参考情報 >

▶▶ 主要な資産の状況(上位10銘柄)

(2022年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	国・地域等	投資比率(%)
1	South Africa 12/28.02.23 No.2023	債券	南アフリカ	12.52
2	Int. Bank for Rec. and Developm. 18/17.05.23 MTN	債券	世界銀行 (IBRD)	9.58
3	Asian Development Bank 20/07.12.23 MTN	債券	国際機関	9.37
4	KfW 18/06.06.23 MTN	債券	ドイツ	8.98
5	European Investment Bank 14/17.09.24 MTN	債券	国際機関	8.03
6	KfW 17/10.11.22 MTN	債券	ドイツ	7.50
7	KfW 21/12.04.23 MTN	債券	ドイツ	7.39
8	Development Bank of South Africa 03/27.02.23 MTN	債券	南アフリカ	6.23
9	European Investment Bank 15/28.02.23 MTN	債券	国際機関	6.08
10	Asian Development Bank 20/25.11.22 MTN	債券	国際機関	6.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2022年7月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	ランド	円	ランド	円
2021年8月末日	390,677,215.16	3,184,019,304	18.68	152
9月末日	390,897,178.86	3,185,812,008	18.69	152
10月末日	387,116,310.42	3,154,997,930	18.73	153
11月末日	386,559,211.91	3,150,457,577	18.81	153
12月末日	382,835,865.24	3,120,112,302	18.85	154
2022年1月末日	381,299,166.66	3,107,588,208	18.87	154
2月末日	380,255,113.33	3,099,079,174	18.90	154
3月末日	367,108,828.84	2,991,936,955	18.93	154
4月末日	356,972,344.70	2,909,324,609	19.00	155
5月末日	347,589,813.55	2,832,856,980	19.08	156
6月末日	341,969,843.51	2,787,054,225	19.06	155
7月末日	339,588,680.87	2,767,647,749	19.13	156

< 参考情報 >

純資産の推移

基準日: 2022年7月末日



分配の推移

期間	分配
2021年8月1日から2022年7月末日まで	分配は行われなかった。

収益率の推移

期間	収益率（％）（注）
2021年8月1日から2022年7月末日まで	2.74

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2022年7月末日現在の1口当たり純資産価格（上記期間の税引前分配金の合計額を加えた額）

b = 2021年7月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

》 収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の税引前分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（注2）2022年は年初から7月末日までの収益率です。

（注3）ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2021年8月1日から2022年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2022年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
475,818 (475,818)	3,658,691 (3,658,691)	17,751,752 (17,751,752)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ランドおよび円で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年7月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=8.15円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

DWS ワールド・ファンズ - DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2022年6月30日現在

銘柄名	口数 / 通貨	数量 / 額面		報告期間中の買付 / 追加		報告期間中の売却 / 処分		市場価格	市場価値合計		純資 産構 成比
		(表示通貨、千)	(千円)	(表示通 貨、千)	(千円)	(表示通 貨、千)	(千円)		(ランド)	(円)	
上場有価証券									317,509,272.00	2,587,700,567	92.85
利付有価証券											
4.5000% Asian Development Bank 20/07 12 23 MTN (XS2265997036)	ZAR	32,000	260,800	10,000	81,500			% 96.1540	30,769,280.00	250,769,632	9.00
4.1500% Asian Development Bank 20/25 11 22 MTN (XS2262212983)	ZAR	20,000	163,000	20,000	163,000			% 99.0340	19,806,800.00	161,425,420	5.79
0.0000% BNG Bank 12/18 10 22 MTN (XS0845463990)	ZAR	20,000	163,000					% 98.2615	19,652,300.00	160,166,245	5.75
0.0000% Citigroup Global Markets 18/12 07 23 MTN (XS1762713961)	ZAR	10,000	81,500					% 92.4530	9,245,300.00	75,349,195	2.70
0.0000% Deutsche Bank (London Br.) 12/08 11 22 MTN Reg S (XS0853128808)	ZAR	8,000	65,200					% 97.6910	7,815,280.00	63,694,532	2.29
10.0000% Development Bank of South Africa 03/27 02 23 MTN (ZAG000019779)	ZAR	20,000	163,000					% 101.4636	20,292,712.00	165,385,603	5.93
6.5000% European Bank for Rec. & Dev 19/18 07 22 MTN (XS2027901193)	ZAR	18,000	146,700					% 100.0745	18,013,410.00	146,809,292	5.27
8.5000% European Investment Bank 14/17 09 24 MTN (XS1110395933)	ZAR	25,000	203,750	25,000	203,750			% 101.1840	25,296,000.00	206,162,400	7.40
8.3750% European Investment Bank 14/29 07 22 MTN (XS1090019370)	ZAR	18,000	146,700					% 100.1590	18,028,620.00	146,933,253	5.27
7.2500% European Investment Bank 15/28 02 23 MTN (XS1179347999)	ZAR	20,000	163,000					% 100.4225	20,084,500.00	163,688,675	5.87
7.5000% Int. Bank for Rec. and Developm. 18/17 05 23 MTN (XS1822557697)	ZAR	17,000	138,550	4,000	32,600			% 100.3400	17,057,800.00	139,021,070	4.99
7.5000% KfW 17/10 11 22 MTN (XS1716607269)	ZAR	25,000	203,750					% 100.3510	25,087,750.00	204,465,163	7.34
7.7500% KfW 18/06 06 23 MTN (XS1832787201)	ZAR	30,000	244,500	200,000	1,630,000	170,000	1,385,500	% 100.7200	30,216,000.00	246,260,400	8.84
5.0000% KfW 21/12 04 23 MTN (XS2330162764)	ZAR	15,000	122,250	15,000	122,250			% 98.6690	14,800,350.00	120,622,853	4.33
7.7500% South Africa 12/28 02 23 No 2023 (ZAG000096165)	ZAR	41,000	334,150			4,000	32,600	% 100.8370	41,343,170.00	336,946,836	12.09
有価証券ポートフォリオ合計									317,509,272.00	2,587,700,567	92.85

	(表示通貨)	(円)							
銀行預金						16,379,789.53	133,495,285	4.79	
預託銀行に預け入れた要求払預金									
南アフリカ・ランド建て預金	ZAR	13,560,107.04	110,514,872		%	100	13,560,107.04	110,514,872	3.97
E U / 欧州経済領域国通貨建て預金	ZAR	2,790,305.20	22,740,987		%	100	2,790,305.20	22,740,987	0.82
南アフリカ・ランド以外の通貨建て預金									
日本円	JPY	246,528.00	246,528		%	100	29,377.29	239,425	0.01
その他の資産							8,519,914.41	69,437,302	2.49
未収利息	ZAR	8,519,914.41	69,437,302		%	100	8,519,914.41	69,437,302	2.49
資産合計 ¹							342,408,975.94	2,790,633,154	100.13
その他の負債							-439,132.43	-3,578,929	-0.13
費用項目による負債	ZAR	-396,848.11	-3,234,312		%	100	-396,848.11	-3,234,312	-0.12
追加のその他の負債	ZAR	-42,284.32	-344,617		%	100	-42,284.32	-344,617	-0.01
純資産							341,969,843.51	2,787,054,225	100.00
受益証券1口当たり純資産価格							19.06	155	
発行済受益証券口数							17,945,165.218口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

為替レート（間接相場）

日本円 8.391788円 = 1 南アフリカ・ランド 2022年6月30日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項またはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

スウィング・プライシングに関する注記事項

スウィング・プライシングとは、申込みおよび買戻しの活動から生じる取引コストによるマイナスの影響から受益者を保護することを意図したメカニズムである。ポートフォリオ・マネージャーが（サブ）ファンドにおける大量の純流入／純流出を管理するために有価証券を購入または売却しなければならない場合、発生するすべての取引コストやその他のコストを純資産価額が反映していないことがあるため、（サブ）ファンド内における大量の申込みおよび買戻しは、当該（サブ）ファンドの資産の希薄化につながる可能性がある。これらのコストの他に、大量の注文は、通常の状況において適用される市場価格を大幅に下回るまたは上回る市場価格を生じさせる可能性がある。

既存受益者の投資家保護の強化のため、上記の累積純流入／純流出が評価日の（サブ）ファンドに重大な影響を及ぼし、所定の基準値を超える場合、取引コストやその他の費用を補償するためにスウィング・プライシングのメカニズムを適用することができる（部分的なスウィング・プライシング）。このメカニズムはすべての（サブ）ファンドに適用可能である。特定の（サブ）ファンドにスウィング・プライシングが導入される場合、売目論見書の特別なセクションにおいて開示される。

(サブ)ファンドの管理会社は、特に現在の市況、利用可能な市場流動性および見積希薄化コストに基づき、スウィング・プライシングのメカニズムの適用に関する基準値を予め決定する。これらの基準値に従って、調整そのものは自動的に開始される。純流入/純流出がスウィングの基準値を超える場合、純資産価額は、(サブ)ファンドに大量の純流入があれば上方修正され、大量の純流出があれば下方修正される。この調整は、該当する取引日におけるすべての申込みおよび買戻しに対して等しく適用される。(サブ)ファンドに関して運用成果報酬が適用される場合、その計算は当初の純資産価額に基づき行われる。

管理会社は、個々の(サブ)ファンドそれぞれに関するスウィング・ファクターを決定するスウィング・プライシング委員会を設置している。これらのスウィング・ファクターは、純資産価額の調整の程度を示している。スウィング・プライシング委員会は、特に以下の要因を検討する。

- ・ ビッド - アスク・スプレッド(固定価格の要素)
- ・ 市場への影響(取引が価格に与える影響)
- ・ 投資のための取引活動から生じる追加コスト

適用されるスウィング・ファクターの適切性、スウィング・プライシングに関連して行われた運用上の意思決定(スウィング基準値を含む)、調整の程度および影響を受ける(サブ)ファンドについては、定期的にレビューが行われる。

したがって、スウィング・プライシングの調整額は、(サブ)ファンドごとに様々であり、一般的に当初の受益証券1口当たり純資産価格の2%を超えることはない。純資産価額の調整は、請求により、管理会社から入手可能である。しかし、極めて流動性の低い市場環境において、管理会社はスウィング・プライシングの調整を当初の純資産価格の2%を超えて引き上げる可能性がある。かかる引き上げは、管理会社のウェブサイト(www.dws.com)で公表される。

このメカニズムは、重大な純流入/純流出が予想される場合にのみ適用されるべきであり、通常取引量には適用されないため、純資産価額は稀な場合にのみ調整されると想定される。

この(サブ)ファンドはスウィング・プライシングを適用可能だが、その純流入/純流出が関連する所定の基準値を超えなかったため、当報告期間においてこれを適用していない。

脚注

- 1 残高がマイナスのポジション(該当がある場合)は含まれていない。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パート（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日法（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、DWSインベストメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2022年6月30日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

ロシア/ウクライナ危機

ロシアとウクライナの間での紛争は、ヨーロッパにおける劇的な転換期をもたらし、これにより、特にヨーロッパの安全保障体制およびエネルギー政策は長期的影響を受け、また相当なボラティリティが生じることが予想されている。しかし、この危機が経済、各市場および各セクターに及ぼす具体的なまたは発生する可能性のある中長期的影響、ならびに社会的影響については、不確実性により、本報告書作成時点で最終的に評価することはできない。したがって、管理会社は、リスク管理戦略の枠組みの中で、これらの不確実性ならびにそれが各サブ・ファンドの運用、流動性およびパフォーマンスに及ぼす可能性のある影響を評価する努力を継続している。管理会社は、投資者の利益を最大限に保護するために、適切と考えられるすべての措置を講じている。

新型コロナウイルス感染症の危機

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月から感染が拡大して以降、深刻な経済危機をもたらしている。新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大は、とりわけ市場における価格の大幅なゆがみとそれと同時に発生するボラティリティの大幅な拡大に反映された。移動の自由の制限、度重なるロックダウン措置、生産停止、サプライチェーンの混乱は、下流の経済プロセスに大きなプレッシャーをかけており、これが世界経済の見通しを大幅に悪化させている。この間、市場において、特に金融・財政政策に関する支援プログラムならびにワクチン接種および検査に関する広範なキャンペーン等の要因によって、目覚ましい回復および複数の新高値が見られた。しかし、この危機が経済、各市場および各セクターに及ぼす具体的なまたは発生する可能性のある中長期的影響、ならびにウイルスの急激な世界的感染拡大またはさまざまな変異株の出現に関する社会的影響およびそれに伴う高い不確実性について、本報告書作成時点では、信頼性をもって評価することはできない。したがって、各サブ・ファンドの資産には依然として重大な影響がある可能性がある。パンデミックによる金融への影響に関しては不確実性が高いが、これは新型コロナウイルス感染症/新たに出現した変異株の感染拡大、各国の政府や中央銀行が講じる措置、ワクチン接

種率に関連した感染率上昇抑止策の成功、迅速かつ持続可能な経済の再開等の外的要因に左右されるためである。

そのため、管理会社は、リスク管理戦略の枠組みの中で、これらの不確実性ならびにそれが各サブ・ファンドの運用、流動性およびパフォーマンスに及ぼす可能性のある影響を評価する努力を継続している。管理会社は、投資者の利益を最大限に保護するために、適切と考えられるすべての措置を講じている。管理会社は、サービス・プロバイダーと協力してコロナ禍の影響を観察し、各サブ・ファンドや各サブ・ファンドが投資する市場への影響を意思決定プロセスに適切に組み込んだ。本報告書日付現在、各サブ・ファンドに関して大規模な買戻請求は行われておらず、各サブ・ファンドの受益証券取引への影響は管理会社によって継続的に監視されており、最も重要なサービス・プロバイダーのパフォーマンス能力が大幅に損なわれることはなかった。これに関連して、アンブレラ・ファンドの管理会社は、多くの国のガイドラインに従い、最も重要なサービス・プロバイダー（特に預託機関、ポートフォリオ管理、ファンド管理）と協議の上で、ファンドが講じた措置および策定した事業継続計画（構内における広範な衛生対策、出張やイベントの制限、コロナウイルス感染が疑われる事例が発生した場合のビジネスプロセスの信頼性があり円滑な運用を確保するための事前の対策、テレワークのための技術的選択肢の拡充を含む）が現時点で予測可能な、または進行中の運用リスクを抑制するものであり、また、各サブ・ファンドの運用に支障を来すことがないよう対処するものであると考えている。

本報告書の作成時点で、アンブレラ・ファンドの管理会社は、継続企業として存続する各サブ・ファンドの能力に疑義を示す兆候はなく、各サブ・ファンドに流動性の問題はないと考えている。

(2) 投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2022年7月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ(約42億1,047万円)で、1株511.29ユーロ(約70,175円)のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.25円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を務める。

2013年7月12日法の別紙に従い、管理会社は、投資運用業務(すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理)を行う。また、管理会社は、管理事務業務(特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。)、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務(該当する場合)を行う。

2010年12月17日法パート、2013年7月12日法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、受託者、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFM規則」という。)を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)第231/2013号ならびにCSSFの事前の承認に従い、管理会社は、上記職務の一部を以下のとおり委任した。

- ・ 管理会社は、自らの責任および管理下において、自らの費用負担により、DWSインベストメントGmbHとの間でファンドのためにポートフォリオ運用契約を締結している。
- ・ 管理会社は、保管契約に従い、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店を通じて行為するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHを、2010年法に定められる意味の範囲内の保管受託銀行に任命した。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、ドイツ法に基づき設立された、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59番に登記上の事務所を有し、HRB 42872の番号でミュンヘン商業登記裁判所に登録されている有限責任会社である。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツ連邦銀行の監督を受けている金融機関である。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、保管受託者として行為する認可をルクセンブルグのCSSFから受けており、保管受託サービス、ファンド管理事務サービスおよび関連するサービスを専門としている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、B 148 186の番号でルクセンブルグ商業および会社登記簿に登録されている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、米国の株式公開会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ会社の構成会社である。

保管受託銀行の職務

管理会社と保管受託銀行の関係は、保管契約の条項に従うものとする。保管契約の条項に基づいて、保管受託銀行は、以下の主要な業務を委託されている。

受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用法および約款に従って行われることを確保すること。

受益証券の価額が適用法および約款に従って計算されることを確保すること。

適用法および約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。

ファンドの資産に関わる取引において、通常の期限内に対価が支払われることを確保すること。

ファンドの収益が適用法および約款に従って利用されることを確保すること。

ファンドのキャッシュおよびキャッシュ・フローを監視すること。

保管される金融商品の保護預り、他の資産に関する所有権の確認および記録管理を含め、ファンドの資産を保護預りすること

管理会社の最終的な親会社はドイツ銀行である。

管理会社は、2022年7月末日現在、451本のファンドを管理しており、内訳は以下のとおりである。

(2022年7月末日現在)

資産クラス	純資産総額(100万ユーロ)
キャッシュ	28,029.66
株式	14,920.09
債券	30,717.57
マルチアセット	38,579.28
システムティック&クオンティタティブ・インベストメント	36,676.77
パッシブ	144,987.17
オルタナティブ	13,748.91
合計	307,659.45 (約42兆2,263億円)

(3) その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します（図表に変更がある場合には、当該図表の右側に線で示します。）。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2021年9月30日 ファンドの約款変更

<訂正後>

(前略)

2021年9月30日 ファンドの約款変更

2022年9月30日 ファンドの約款変更

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりです。

DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行 会社	2009年1月6日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2021年1月31日付および2021年9月30日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
--	----------------------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりです。

DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行 会社	2009年1月6日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2021年1月31日付、 <u>2021年9月30日付および2022年9月30日付</u> で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
--	----------------------	---

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

投資目的および投資方針

ファンドは、主として、南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金からなる分散されたポートフォリオに投資する。AAA格の国際機関債に投資を行う場合もある。

ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

投資目的および投資方針

ファンドは、主として、南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金からなる分散されたポートフォリオに投資する。AAA格の国際機関債に投資を行う場合もある。

ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

以下の開示は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する規則(EU)第2019/2088号の第7条(1)に基づいて行われている。ファンドの経営陣は、投資戦略において環境的または社会的特性を追求していないため、ファンドについて持続可能性要因に対する原則的な悪影響を考慮しない。

以下は、持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付規則(EU)第2020/852号の第7条に従った開示である。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

(前略)

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび/または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備(かかる法域における法体制状況の変化を含む。)を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および/またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

財務体制状況の変化、税務リスク

(後略)

<訂正後>

（前略）

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび/または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備（かかる法域における法体制状況の変化を含む。）を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および/またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

地政学的リスク

予期せぬ武力紛争、テロ攻撃、平和的な相互交流を脅かす国家間の緊張など、政治関係者の行動、政治的事象、政治情勢の変化は、ファンドの業務に重大な課題を投げかけ、世界の経済・金融システムに影響を及ぼす可能性がある。それらの国でファンドが保有する資産は、評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。

ロシア、ウクライナおよびベラルーシの現状に関連する地政学的リスク

ファンドがロシア、ベラルーシおよび/またはウクライナにおいて保有する資産は、該当する場合、評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。管理会社は、状況を監視し、可能な場合には、投資家保護のため、流動性管理および評価の枠組みの中で適切な措置を講ずる。

財務体制状況の変化、税務リスク

（後略）

(3) リスクに関する参考情報

<訂正前>

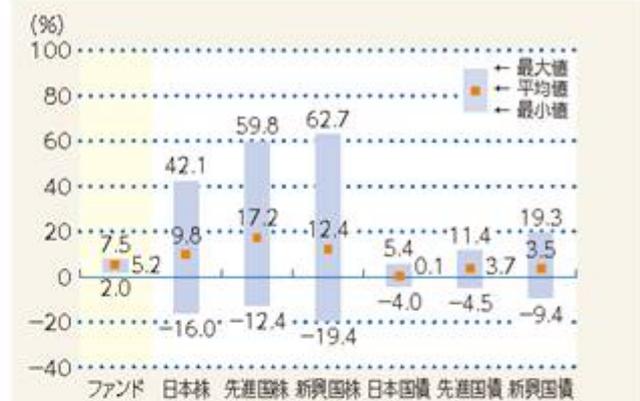
参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移^{※1,※2}
(2017年5月～2022年4月)

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較^{※1,※3,※4}
(2017年5月～2022年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、南アフリカ・ランド建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した騰落率は上記と異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものと計算したものであり、各月末の値を記載しております。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2017年5月～2022年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株: TOPIX(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェアセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JP Morgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

< 訂正後 >

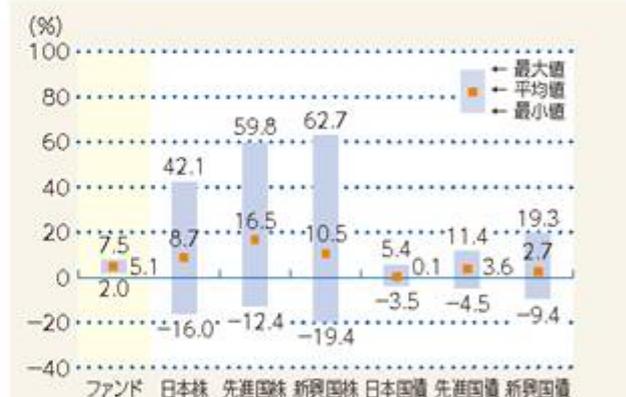
参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移^{※1,※2}
 (2017年8月～2022年7月)

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較^{※1,※3,※4}
 (2017年8月～2022年7月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、南アフリカ・ランド建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した騰落率は上記と異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものと計算したものであり、各月末の値を記載しております。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2017年8月～2022年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株: TOPIX(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマーシング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および/またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行(該当する場合)との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

ファンドは、証券貸付または(リバース)レポ取引から生じる総収益の33%を費用/手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の67%を保持する。管理会社は、当該33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費(取引および担保管理費用など)を外部のサービス提供者に支払う。残額(管理会社の費用および直接費の控除後)は、管理会社が証券貸付および(リバース)レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純なリバースレポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

対象ファンドの受益証券への投資

(後略)

<訂正後>

(前略)

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および/またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行(該当する場合)との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

(2022年12月31日まで、以下の規定が適用される。)

ファンドは、証券貸付または(リバース)レポ取引から生じる総収益の33%を費用/手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の67%を保持する。管理会社は、当該33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費(取引および担保管理費用など)を外部のサービス提供者に支払う。残額(管理会社の費用および直接費の控除後)は、管理会社が証券貸付および(リバース)レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純な(リバース)レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

(2023年1月1日以降、以下の規定が適用される。)

ファンドは、証券貸付取引から生じる総収益の30%を費用/手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の70%を保持する。管理会社は、当該30%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費(取引および担保管理費用など)を外部のサービス提供者に支払う。残額(管理会社の費用および直接費の控除後)は、管理会社が証券貸付取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純な(リバース)レポ取

引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

現在、ファンドは単純な(リバース)レポ取引のみを利用しており、他の(リバース)レポ取引は利用していない。他の(リバース)レポ取引が利用される場合は、それに応じて販売目論見書が更新される。ファンドは、(リバース)レポ取引から生じる総収益の最大30%を費用/手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の少なくとも70%を保持する。管理会社は、最大30%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費(取引および担保管理費用など)を外部のサービス提供者に支払う。残額(管理会社の費用および直接費の控除後)は、管理会社が(リバース)レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。

対象ファンドの受益証券への投資

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2022年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(A) 日本

2022年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)